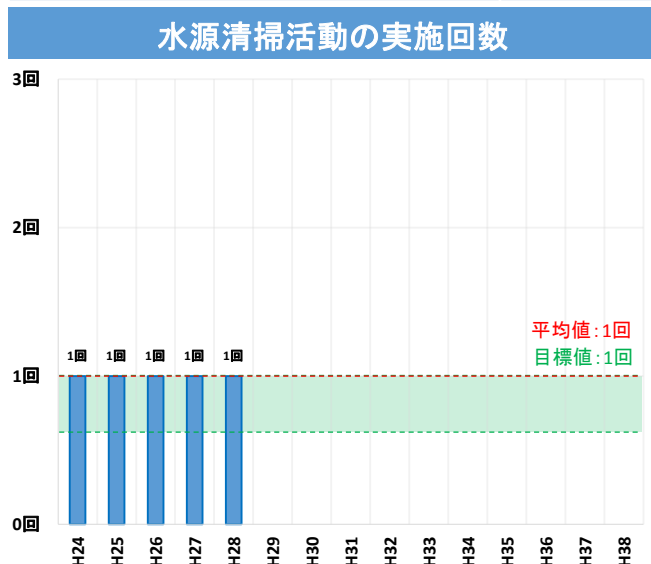


課題解決に向けた目標	(1)より安全・安心で良質な水の供給
実現方策	ア 水源の水質保全
<p>良質な原水の確保は、より安全・安心で良質な水の供給に最も重要な要素となります。このことから、水源の水質保全に向け、次の取組を実施します。</p> <p>◆水源の汚染を防止するため国等の関係機関への働きかけ ◆水源地域の清掃活動への参加 ◆水源の水質保全活動の啓発</p>	
優先度C	

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H24～H28)	評価時期 目標値(H38)	評価
水源清掃活動の実施回数	1回	1回	1回	○



【指標算定式】

水源清掃活動の実施回数
⇒実施実績

【評価基準】

水源の水質保全是継続することが必要なことから、水源清掃活動を継続しているかを評価基準とします。

【評価結果】

NPOとの協働で『水のふるさと応援団』事業に継続的に参加することで、水源清掃活動を毎年度必ず実施している。

取組名	取組実績	取組年度
◆水源の汚染を防止するため国等の関係機関への働きかけ	○国等の関係機関へ働きかけを実施 【総務省・財務省・国交省】下水道整備の促進 【農水省】農業用ため池の異臭対応 【環境省】水道水源の水質保全の推進	H24～H28
◆水源地域の清掃活動への参加	○『水のふるさと応援団』事業に参加し、地元住民らと下久保ダムの清掃活動を実施	H24～H28
◆水源の水質保全活動の啓発	○『ダム浄水場見学ツアー』等のイベント参加者や浄水場の見学者にDVDを放映し啓発	H24～H28
	○かび臭の発生源となる農業用ため池の管理者に注意喚起を実施	H26～H28

総合評価	<p>水源の水質保全のため、毎年度、水源清掃活動に参加している。 また、水源の汚染を防止するための関係機関への働きかけ、水源水質保全活動の啓発などを着実に実施していることから、順調であると評価する。 今後も、これらの取組を継続する。</p>
	順調

課題解決に向けた目標

(1)より安全・安心で良質な水の供給

実現方策

イ 原水の水質及び水質基準強化に対応した浄水処理の実施

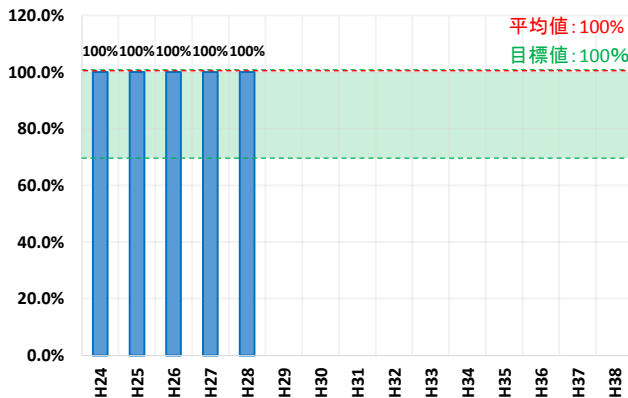
より安全・安心で良質な水の供給を実現するためには、原水の水質を把握し、水質の状況に応じた適切な浄水処理を行う必要があります。特に、送水過程で濃度が増加するトリハロメタン等の消毒副生成物については、受水団体での低減化は困難なため、低減化対策が必要です。また、放射性物質など汚染物質の混入や水質基準の強化・拡充にも適切に対応する必要があることから、次の取組を実施します。

- ◆流域の他の水道事業体等と連携した水源監視体制の整備
- ◆原水の水質に応じた適切な浄水処理の実施
- ◆浄水処理の処理限界等に関する調査

優先度B

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H24～H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
水質基準適合率	100%	100%	100%	○
浄水中かび臭物質濃度の管理目標濃度達成率	100%	100%	100%	○
送水トリハロメタン濃度の送水管管理目標濃度達成率	97%	100%	100%	○
給水末端ハロ酢酸類濃度の水質基準濃度達成率	—	100% (H25～H28)	100%	○

水質基準適合率



【指標算定式】

水質基準適合率

$$= (\text{水質基準適合回数} / \text{全検査回数}) \times 100$$

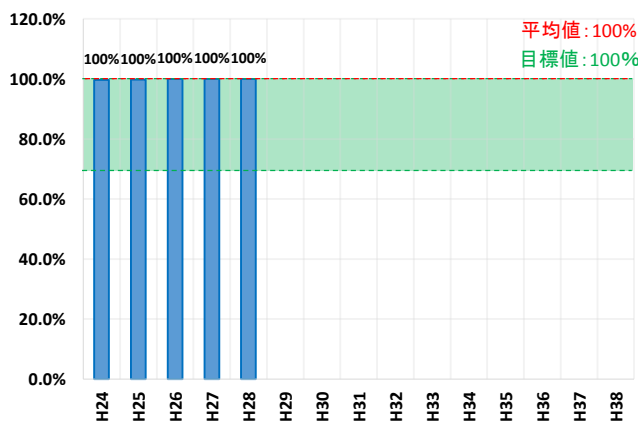
【評価基準】

供給する水が水質基準に適合しているかを評価基準とします。

【評価結果】

水質基準適合率は100%を維持しており、順調に推移している。

浄水中かび臭物質濃度の管理目標濃度達成率



【指標算定式】

浄水中かび臭物質濃度の管理目標濃度達成率

$$= (\text{浄水中かび臭物質濃度の管理目標達成日数} / \text{全検査日数}) \times 100$$

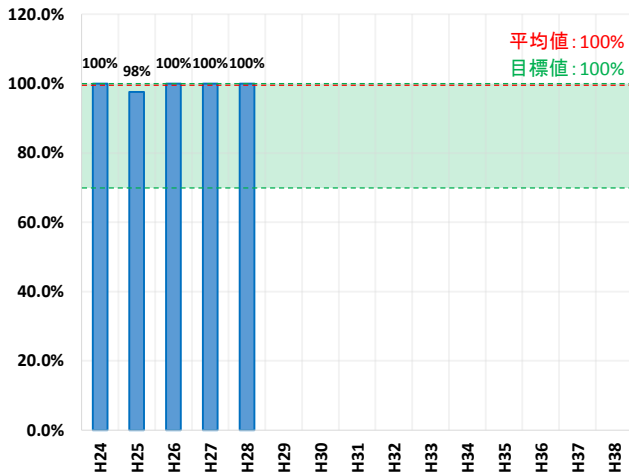
【評価基準】

供給する水のかび臭物質濃度が管理目標濃度（水質基準より厳しく設定した目標値）に適合するように管理されているかを評価基準とします。

【評価結果】

管理目標濃度は達成率100%を維持しており、順調に推移している。

送水トリハロメタン濃度の送水管理目標濃度達成率



【指標算定式】

送水トリハロメタン濃度の送水管理目標濃度達成率
 = (送水トリハロメタン濃度の送水管理目標濃度達成日数 / 全検査日数) × 100

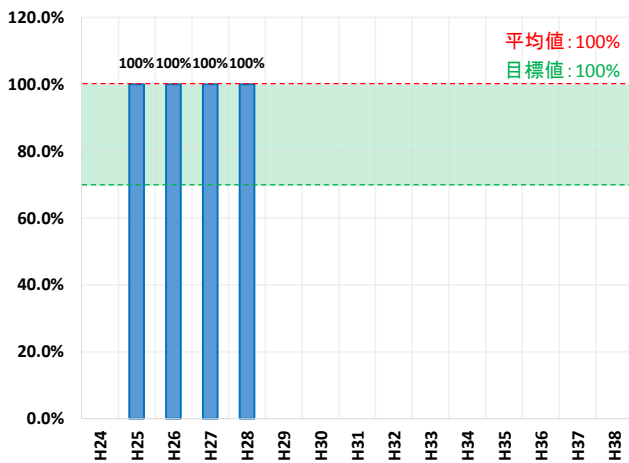
【評価基準】

供給する水のトリハロメタン濃度が管理目標濃度（水質基準より厳しく設定した目標値）に適合するように管理されているかを評価基準とします。

【評価結果】

平成25年度は、管理目標濃度を超過した日があったが、給水末端では水質基準を満足していた。それ以外は管理目標濃度を100%達成しており、順調に推移している。

給水末端ハロ酢酸類濃度の水質基準濃度達成率



【指標算定式】

給水末端ハロ酢酸類濃度の水質基準濃度達成率
 = (給水末端ハロ酢酸類濃度の水質基準濃度達成日数 / 全検査日数) × 100

【評価基準】

供給する水のハロ酢酸類濃度が水質基準に適合するように管理されているかを評価基準とします。

【評価結果】

末端蛇口の測定を開始した平成25年度以降、水質基準濃度達成率は100%を維持しており、順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆流域の他の水道事業者等と連携した水源監視体制の整備	○流域の5事業者（群馬県、埼玉県、千葉県、北千葉広域、東京都）による水源の監視を実施 ○国交省及び都県で構成する関東地方水質汚濁対策連絡協議会による水質事故の情報連絡体制を整備	H24～H28 H24～H28
◆原水の水質に応じた適切な浄水処理の実施	○水安全計画のPDCAサイクル（計画の策定、管理基準に基づく水質管理の実施、レビュー、改訂）による適切な浄水処理の実施	H24～H28
◆浄水処理の処理限界等に関する調査	○水道水の消毒用塩素に反応し、浄水場からの送水後も濃度上昇が発生するトリハロメタン類について、給水末端（蛇口）の濃度の調査を実施 ○同じく消毒副生成物であるハロ酢酸について、水質基準の強化に伴い、給水末端（蛇口）濃度の調査を実施	H24～H28 H25～H28

総合評価

原水の水質及び水質基準強化に対応した適切な浄水処理により、水質基準適合率100%を達成しており、かび臭物質や消毒副生成物（トリハロメタン、ハロ酢酸）の濃度管理もしっかり行っている。

また、水源監視体制の整備や浄水処理限界に関する調査を着実に実施していることから、順調であると評価する。

今後も、これらの取組を継続する。

順調

課題解決に向けた目標

(1)より安全・安心で良質な水の供給

実現方策

ウ 残留塩素濃度の最適化

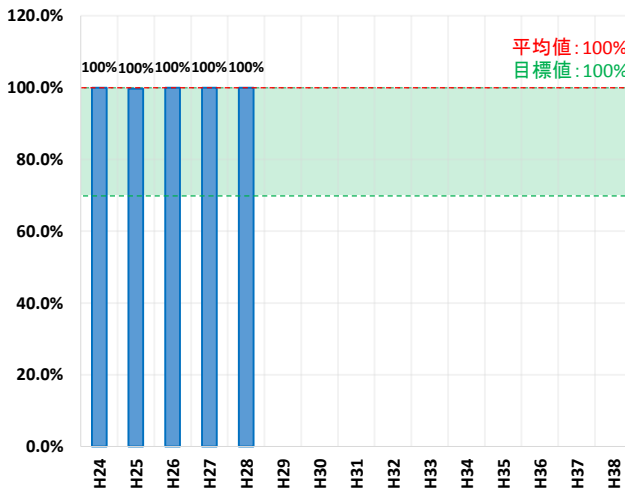
県営水道の供給する水は、送水が長距離にわたることから、受水地点の残留塩素濃度に格差が生じており、平準化が求められています。このため、給水栓での消毒効果を確保しつつできる限り残留塩素を低減化・平準化できるよう次の取組を実施します。

- ◆残留塩素低減化及び平準化のための効率的な水運用の検討
- ◆残留塩素濃度の管理基準の検証と見直し
- ◆受水団体と連携した追加塩素の注入による浄水場の塩素注入量の削減

優先度C

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H24～H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
受水地点での残留塩素濃度管理 目標達成率	100%	100%	100%	○

受水地点での残留塩素濃度管理目標達成率



【指標算定式】

受水地点での残留塩素濃度管理目標達成率
 = (受水地点での残留塩素濃度管理目標達成日数 / 全検査日数) × 100

【評価基準】

消毒効果を確保しつつできる限り残留塩素濃度を低減化・平準化するために、残留塩素濃度の管理基準を設定し、管理基準を達成しているかどうかを評価基準とします。

【評価結果】

管理目標達成率は100%を維持しており、順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆残留塩素低減化及び平準化のための効率的な水運用の検討	○流速変更等による到達時間の調整を検討、可能な範囲で実施	H24～H28
◆残留塩素濃度の管理基準の検証と見直し	○水安全計画のPDCAサイクル（計画の策定、管理基準に基づく水質管理の実施、レビュー、改訂）による適切な浄水処理の実施	H24～H28
◆受水団体と連携した追加塩素の注入による浄水場の塩素注入量の削減	○受水団体側の残留塩素濃度を自動水質監視装置で常時監視、可能な範囲で塩素注入量を削減	H24～H28

総合評価

残留塩素について、受水地点での濃度をしっかり管理し、管理目標達成率は100%を達成している。

また、残留塩素濃度の最適化のための効率的な水運用の検討や管理基準の検討と見直しを着実に実施しているが、追加塩素の注入による浄水場の塩素注入量削減については未実施のため、概ね順調であると評価とする。

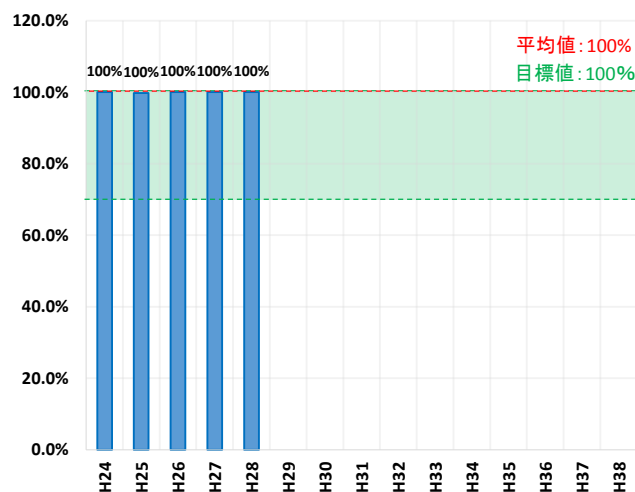
今後は、浄水場の塩素注入量をより削減できるよう追加塩素設備の導入について検討する。

概ね順調

課題解決に向けた目標	(1)より安全・安心で良質な水の供給
実現方策	工 水源から給水栓までの統合的な水質管理
<p>水源から給水栓まで統合的な水質管理を実施するためには、水安全計画に基づく水質管理を推進するとともに、給水栓の水質を管理している受水団体との連携が必要となります。さらに、現在の水質基準にはない放射性物質などの汚染物質について、継続的な検査を実施し、検査結果を迅速に公表することが必要です。このため、次の取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆水安全計画に基づく水質管理の推進 ◆水質管理上の目標値の設定と検証 ◆受水団体と連携した給水栓における水質管理の推進 ◆受水団体と相互情報交換も可能な水質管理情報ネットワークの構築 	
優先度B	

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H24～H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
県水の割合が高い受水団体の給水栓の水質基準適合率	100%	100%	100%	○

県水の割合が高い受水団体の給水栓の水質基準適合率



【指標算定式】

県水の割合が高い受水団体(※)の給水栓の水質基準適合率

$$= (\text{水質基準適合回数} / \text{全検査回数}) \times 100$$

※県水の割合が高い受水団体とは転換率90%以上の受水団体である。

【評価基準】

県水の割合が高い給水栓においても、水質基準に適合しているかを評価基準とします。

【評価結果】

水質基準適合率100%を維持しており、順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆水安全計画に基づく水質管理の推進	○水安全計画のPDCAサイクル（計画の策定、管理基準に基づく水質管理の実施、レビュー、改訂）による適切な浄水処理の実施	H24～H28
◆水質管理上の目標値の設定と検証	○水安全計画の中で、各水質基準項目の管理目標値を設定し、毎年度検証の上、必要に応じ再設定	H24～H28
◆受水団体と連携した給水栓における水質管理の推進	○受水団体を対象とした水道水質技術交流会を開催し、水質に関する技術・知識の向上による受水団体の適切な水質管理を推進	H24～H28
◆受水団体と相互情報交換も可能な水質管理情報ネットワークの構築	○県営水道の情報（流量・圧力・残留塩素等）をインターネットで受水団体に提供できる水道情報通信ネットワークシステムの更新（平成24年度完了）	H24
	○県と受水団体で相互の情報交換が可能なシステム（水総合管理システム）の導入に向けた開発の実施	H26～H28

総合評価

県水の割合が高い受水団体の給水栓の水質基準適合率は100%を達成している。

また、水安全計画の管理目標値に基づいた水質管理を行い、受水団体と連携した給水栓における水質管理の推進や受水団体と情報交換可能なネットワークシステムの構築を実施していることから、順調であると評価する。

今後も、これらの取組を継続する。

順調

課題解決に向けた目標

(2) 事故・災害に強い水道

実現方策

ア 水源の早期安定化

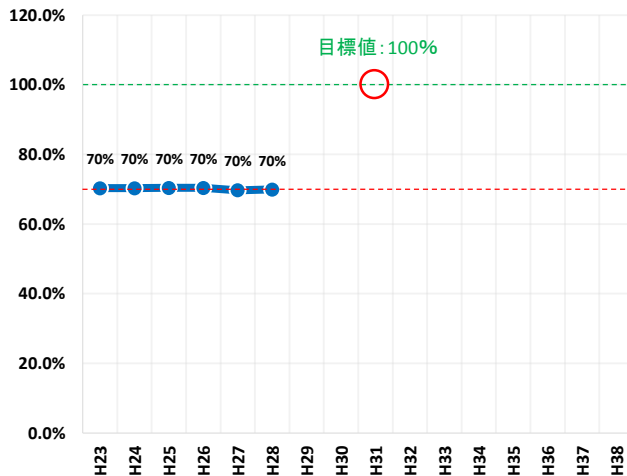
県営水道が取得している水利権の約3割は、八ッ場ダム等の水資源開発施設の整備によって確保できる水で、豊水時のみ取水を認められた暫定水利権となっています。このため、八ッ場ダム等の水資源開発施設の完成までは、取水制限の影響を受けやすい不安定な状況であることから、水資源開発施設の早期完成に向けて、次の取組を実施します。

- ◆ 未完成水資源開発施設の建設促進要望
- ◆ 事業監理検討会等における水資源開発施設の進捗状況及び事業費等の確認

優先度A

評価指標 (評価方法③)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (H28)	評価時期 目標値 (H31)	評価
取得水利権に占める安定水利権の割合	70%	70%	100%	△

取得水利権に占める安定水利権の割合



【指標算定式】

取得水利権に占める安定水利権の割合

$$= (\text{安定水利権量} / \text{取得水利権量}) \times 100$$

【評価基準】

取得水利権の全てが安定水利権となっているかを評価基準とします。

【評価結果】

ビジョン開始後、八ッ場ダム建設事業の完成年度が平成27年度から平成31年度に変更となったため、安定水利権の割合に変化はない。

取組名	取組実績	取組年度
◆ 未完成水資源開発施設の建設促進要望	○ 未完成の水資源開発施設（八ッ場ダム、思川開発等）の早期完成について、国交省・厚労省・国会議員等に要望	H24～H28
◆ 事業監理検討会等における水資源開発施設の進捗状況及び事業費等の確認	○ 八ッ場ダム建設事業コスト管理等に関する協議会や、思川開発事業監理協議会に参加	H24～H28

総合評価

取得水利権に占める安定水利権の割合については、八ッ場ダムの完成の遅れにより目標は達成されていないが、平成31年度の完成に向け八ッ場ダム本体建設工事は進捗率約8割と、着実に進捗している。

また、県としても、早期完成に向けた要望活動、水資源開発施設の進捗状況及び事業費等の確認を着実に実施していることから、概ね順調であると評価する。

今後も、これらの取組を継続する。

概ね順調

課題解決に向けた目標

(2) 事故・災害に強い水道

実現方策

イ 水道施設の耐震化

施設の耐震化を図り、地震災害に対して被害を可能な限り小さくすることは、地震発生後の応急給水や復旧作業を円滑に行うために重要です。

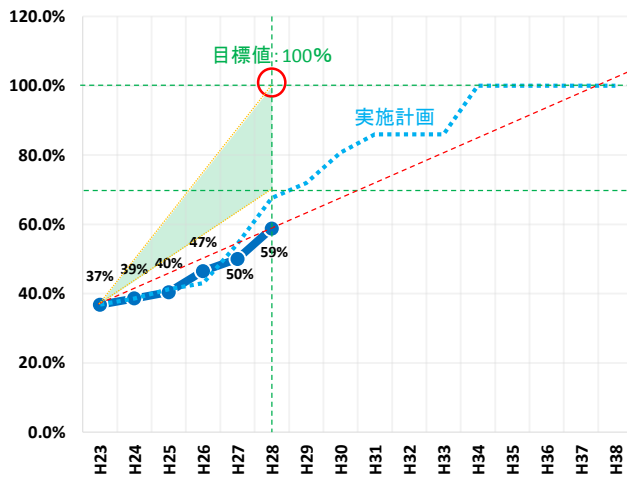
このため、水道施設の断水リスクや財政状況などを勘案し、次の取組を実施します。

- ◆地震発生後1週間以内の復旧を目途とした施設の耐震化
- ◆更新に合わせた管路の耐震化
- ◆二次災害のおそれがある施設の解消

優先度A

評価指標 (評価方法①)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (H28)	評価時期 目標値 (H28)	評価
計画に基づく耐震化実施率	34%	59%	100%	△
計画に基づく管路更新実施率	0%	33%	100%	△

計画に基づく耐震化実施率



【指標算定式】

計画に基づく耐震化実施率

$$= (\text{耐震化施設数} / \text{長期ビジョン計画期間内の耐震化対象施設数}) \times 100$$

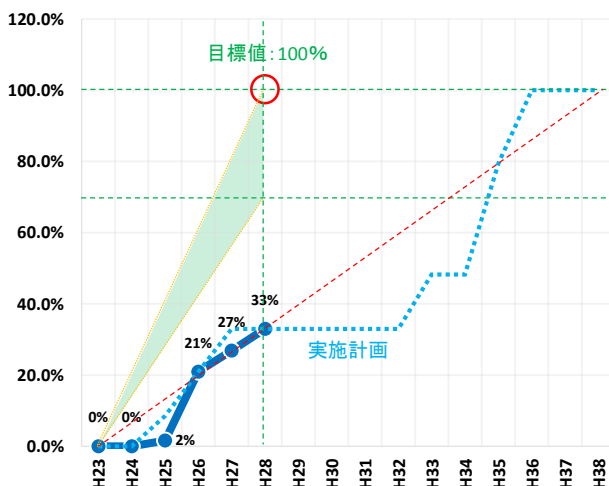
【評価基準】

耐震化計画に対して、計画に基づく耐震化を実施しているかを評価基準とします。

【評価結果】

平成25年度の耐震化計画見直しにより、浄水備蓄施設のみでなく、浄水処理施設全てが耐震化対象となったため、平成28年度までの目標値である実施率100%は達成できなかった。実施計画上では平成34年度に達成する予定であるが、若干遅れている状況である。

計画に基づく管路更新実施率



【指標算定式】

計画に基づく管路更新実施率

$$= (\text{累計管路更新延長} / \text{長期ビジョン計画期間内の管路更新計画延長}) \times 100$$

【評価基準】

管路更新計画に対して、計画に基づく更新を実施しているかを評価基準とします。

【評価結果】

平成27年度の管路更新計画見直しにより更新対象が変更となり、管路更新計画延長が変わったため、平成28年度までの目標値である実施率100%は達成できなかった。実施計画に基づき、長期ビジョン計画期間内の更新対象となっている路線の管路更新は平成36年度の達成に向け順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆地震発生後1週間以内の復旧を目途とした施設の耐震化	○地震発生時の応急給水拠点として活用できる浄水備蓄施設（貯水タンク）全7施設の耐震化の実施（平成28年度完了）	H24～H28
	○水処理施設の耐震化率100%を平成34年までに達成する計画を策定、計画に基づく耐震化の実施	H26～H28
◆更新に合わせた管路の耐震化	○第一次送水管路更新計画に基づく川口 I 系6支線の更新を実施（平成28年度完了）	H24～H28
	○荒川横断送水管路の更新を実施（平成29年度完了予定）	H24～H28
	○管路更新の優先度を見直し、重要8路線の更新を平成42年度に完了させる施設整備計画を策定	H27
◆二次災害のおそれがある施設の解消	○管理棟などの中枢施設・薬品棟などの二次災害の恐れがある施設等を対象とした第一次耐震化対策の完了（平成24年度完了）	H24

総合評価	<p>水道施設の耐震化については、ビジョン開始後に耐震化計画や管路更新計画が見直され、耐震化対象施設が増加したことから、優先度Aとしての前期時点での達成度は低い状況にある。</p> <p>取組としては、計画に基づき、備蓄施設や水処理施設、管路等の耐震化を実施しており、着実な進捗が見られる。</p> <p>今後は、ビジョンが目指す断水リスクの低減に向け、耐震化計画や管路更新計画に基づき、事業の確実な進捗を継続的に図っていく必要があることから、要努力であると評価する。</p>
	要努力

課題解決に向けた目標

(2) 事故・災害に強い水道

実現方策

ウ 電力危機への対策の充実

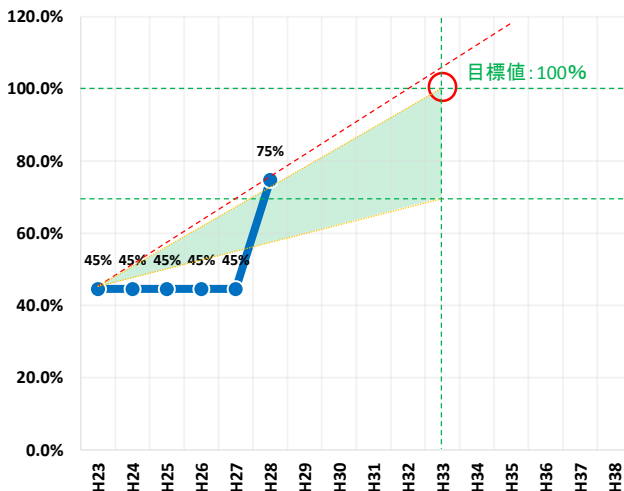
東日本大震災の影響による計画停電では、必要量を送水できない地域が発生し、電力供給不足等への対応が必要なことが判明しました。このため、電力供給不足による減圧送水または送水停止の被害を可能な限り小さくすることができるよう、次の取組を実施します。

- ◆自家発電設備(常用または非常用)の強化検討
- ◆電力ピークカット・シフト対策の強化

優先度B

評価指標 (評価方法①)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (H28)	評価時期 目標値 (H33)	評価
停電時必要送水量に対する送水可能率	45%	75%	100%	◎

停電時必要送水量に対する送水可能率



【指標算定式】

停電時必要送水量に対する送水可能率

$$= (\text{停電時送水可能量} / \text{停電時必要送水量}) \times 100$$

【評価基準】

停電が発生した場合も影響を最小限とできるよう、自家発電設備の整備により、停電時必要送水量が送水できるようになっているかを評価基準とします。

【評価結果】

自家発電設備の整備を着実に実施し、送水可能率は目標を上回る形で推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆自家発電設備(常用または非常用)の強化検討	○自家発電設備(非常用)の整備を実施 大久保・庄和・行田浄水場、上赤坂中継ポンプ所に整備 (平成28年度完了)	H25～H28
◆電力ピークカット・シフト対策の強化	○太陽光発電設備を設置し、商用電源の昼間使用電力量をピークカット ➢行田浄水場 ➢吉見浄水場	H24～H28 H26～H28
	○高坂中継ポンプ所小水力発電設備を設置し、商用電源の使用電力量をピークカット	H24～H28

総合評価

停電時必要送水量に対する送水可能率は、自家発電設備の整備により、目標100%達成に向けて順調に推移している。

また、電力危機への対策の充実へ向けた取組として、自家発電設備の整備に加え、太陽光発電設備の整備も実施していることから、順調であると評価する。

今後も、これらの取組を継続する。

順調

課題解決に向けた目標

(2) 事故・災害に強い水道

実現方策

工 事故時を考慮した浄水予備力及び広域的な水運用機能の充実

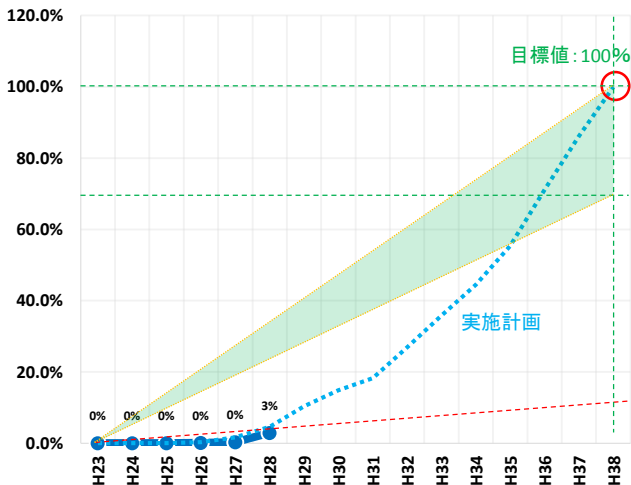
事故・災害等により送水停止となる浄水場が生じた場合にも、減圧送水または送水停止の被害を可能な限り小さくするために、事故等緊急時の水運用のルールに基づいた他の浄水場からのバックアップや送水系統の切替等といった広域的な水運用が可能となるよう、次の取組を実施します。

- ◆適切な浄水予備力の確保
- ◆送水管における水融通機能の強化

優先度C

評価指標 (評価方法①)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
バックアップ体制の強化に向けた事業の進捗状況	0%	3%	100%	△

バックアップ体制の強化に向けた事業の進捗状況



【指標算定式】

バックアップ体制の強化に向けた事業の進捗状況

$$= (\text{バックアップ体制の強化に向けた事業の実施済計画額} / \text{バックアップ体制の強化に向けた計画額}) \times 100$$

【評価基準】

事故による送水停止が起こった際に、他浄水場からのバックアップが可能とする事業の進捗状況を評価基準とします。

【評価結果】

事業の着手が平成28年度であるため、実施済計画額は達成度が低い状況であるが、実施計画上は平成38年度の達成に向け順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆適切な浄水予備力の確保	○適切な浄水予備力について検討を実施 ○平成38年度を目標とした施設整備計画を策定し、浄水予備力17%の確保を位置づけ	H24 H25
◆送水管における水融通機能の強化	○浄水場間の相互水融通実施時に送水管内の水の逆流を想定し、洗管及び洗管に必要な排水管やバルブの設置を実施	H27～H28

総合評価

適切な浄水予備力の確保と広域的な水融通機能充実の達成のため、計画に基づき、排水管やバルブの整備を進めているところであるが、事業規模の特に大きい東松山第二幹線布設や吉見浄水場拡張整備がまだ本格的な整備時期を迎えていないため、達成度は低い数値を示している。

しかし、平成38年度の目標達成に向け、適切な浄水予備力の確保や送水管における水融通機能の強化を計画的に実施しており、現時点では事業の進捗は概ね順調であると評価する。

今後も、これらの取組を継続する。

概ね順調

課題解決に向けた目標

(2) 事故・災害に強い水道

実現方策

才 受水団体と連携した緊急時の体制強化

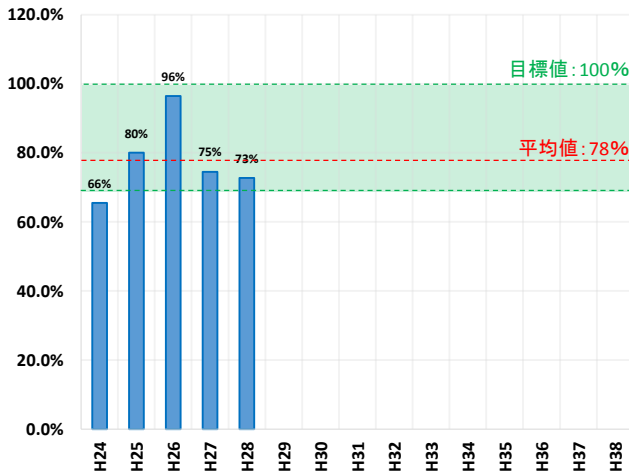
事故・災害等の発生時に、応急給水活動や復旧活動を速やかに開始し、一刻も早い復旧を実現するためには、県営水道と受水団体の連携が不可欠であることから、次の取組を実施します。

- ◆ 受水団体との緊急時対応の訓練実施
- ◆ 事故・災害等発生時に必要となる浄水備蓄量の確保
- ◆ 受水団体と相互の情報交換が可能となる水道情報通信ネットワークの構築

優先度B

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H24～H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
緊急時対応訓練の実施率	67%	78%	100%	○
評価指標 (評価方法①)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (H28)	評価時期 目標値 (H33)	評価
計画に基づく浄水備蓄施設整備の進捗率	81%	89%	100%	○

緊急時対応訓練の実施率



【指標算定式】

緊急時対応訓練の実施率
 = (緊急時対応訓練実施受水団体数
 / 全受水団体数) × 100

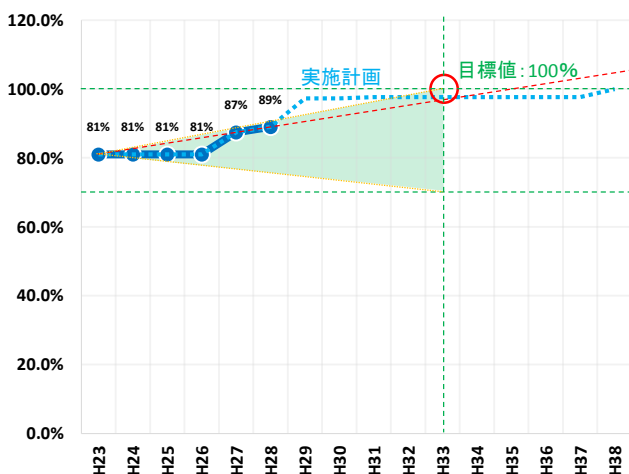
【評価基準】

受水団体と共同で行う緊急時対応訓練を、全ての受水団体と計画的に実施しているかを評価基準とします。

【評価結果】

緊急時対応訓練を毎年度複数回実施しており、受水団体の都合による参加率の多少の変動はあるが、実施率は概ね順調である。

計画に基づく浄水備蓄施設整備の進捗率



【指標算定式】

計画に基づく浄水備蓄施設整備の進捗率
 = (浄水備蓄量 / 計画に基づく浄水備蓄量)
 × 100

【評価基準】

事故・災害等発生時に必要となる浄水備蓄量の確保を計画的に実施しているかを評価基準とします。

【評価結果】

順調に進捗しており、目標年度である平成33年度までの達成が見込まれる。

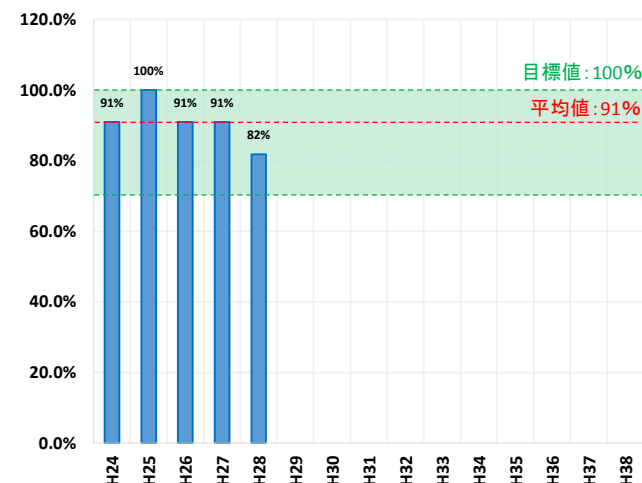
取組名	取組実績	取組年度
◆受水団体との緊急時対応の訓練実施	○受水団体と共同防災訓練を実施 > 臨時給水栓設置、給水車による給水訓練 > 応急給水栓設置訓練	H24～H25 H26～H28
◆事故・災害等発生時に必要となる浄水備蓄量の確保	○上赤坂中継ポンプ所送水調整池を増設（平成27年度完了） ○江南中継ポンプ所送水調整池を増設（平成28年度完了）	H24～H27 H24～H28
◆受水団体と相互の情報交換が可能となる水道情報通信ネットワークの構築	○県営水道の情報（流量・圧力・残留塩素等）をインターネットで受水団体に提供できる水道情報通信ネットワークシステムの更新（平成24年度完了） ○県と受水団体で相互の情報交換が可能なシステム（水総合管理システム）の導入に向けた開発の実施	H24 H26～H28

総合評価	<p>緊急時対応訓練の実施率は、受水団体の都合もあり、年度によって実施団体数の増減があるが、継続的な取組による向上が見られ、備蓄施設整備の進捗も順調である。</p> <p>また、共同防災訓練実施や備蓄施設整備に加え、情報通信ネットワークの整備など、受水団体と連携した緊急時の体制強化のための取組を着実に実施していることから、順調であると評価する。</p> <p>今後も、これらの取組を継続する。</p>
	順調

課題解決に向けた目標	(2) 事故・災害に強い水道
実現方策	力 職員の危機管理能力の向上
<p>事故・災害等の発生時に迅速かつ的確に対応するためには、職員全員が共通認識のもと、自らの判断で行動することが求められます。このため、危機管理に関する共通認識を形成するとともに、迅速かつ的確な行動を可能とするよう次の取組を実施します。</p> <p>◆危機発生時の行動計画の策定 ◆各種マニュアルの見直し及び訓練の実施</p>	
優先度B	

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H24～H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
行動計画に基づく研修・訓練の実施率	81%	91%	100%	○

行動計画に基づく研修・訓練の実施率



【指標算定式】

行動計画に基づく研修・訓練の実施率

$$= (\text{行動計画に基づく研修・訓練の実施課所} / \text{全課所}) \times 100$$

【評価基準】

危機発生時の行動計画に基づいた研修・訓練を、全ての課所場で実施しているかを評価基準とします。

【評価結果】

行動計画に基づく研修・訓練の実施率は平均91%であり、策定時からの向上が見られる。

取組名	取組実績	取組年度
◆危機発生時の行動計画の策定	○非常時優先業務進行管理表を作成し、危機発生時の行動計画を作成	H24～H28
	○事故配備計画の作成	H24～H28
	○震災対策、火山噴火・降灰対策に関する行動計画作成	H26～H27
◆各種マニュアルの見直し及び訓練の実施	○水道関係危機管理マニュアルの改定	H24, 25, 27
	○九都県市合同訓練への参加	H24～H28
	○遠隔地応援協定（神奈川県内広域水道、埼玉県、阪神水道、大阪広域水道）に係る訓練への参加	H26～H28

総合評価

行動計画に基づく研修・訓練の実施率は、100%には届いていないものの、ビジョン策定時から向上が見られる。

また、その他の取組として、職員の危機管理能力の向上のために、行動計画の作成のほか、各種マニュアルの見直し、また、遠隔地応援協定に基づく訓練などを実施していることから、概ね順調であると評価する。

今後もこれらの取組を継続し、行動計画に基づく研修・訓練の実施率の向上を図っていく。

概ね順調

課題解決に向けた目標	(3) 運営基盤の強化
実現方策	ア 将来の水需要を見据えた施設の更新及び施設能力の最適化
<p>将来も安全・安心な水を安定して供給し続けるためには、水道施設が健全であるとともに、危機管理や事業運営の影響も考慮した最適な規模であることが必要です。</p> <p>このため、施設の健全度を適切に把握し、計画的に更新を行うとともに、更新時には将来の水需要を考慮した最適な規模にできるよう次の取組を実施します。</p> <p>◆継続的な維持管理及び健全度調査による施設の長寿命化</p> <p>◆アセットマネジメントに基づく計画的な施設更新</p> <p>◆将来の水需要及び水道広域化を考慮した施設能力の検討</p>	
優先度B	

評価指標 (評価方法③)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
施設能力の最適化に向けた計画を策定しているか	未策定	計画策定 (H25)	水需要に合わせた計画	○

評価基準
 将来の水需要を見据えて、施設能力の最適化に向けた計画が策定されているかを評価基準とします。

取組名	取組実績	取組年度
◆継続的な維持管理及び健全度調査による施設の長寿命化	○設備や機器の状況等を確認するため、日次・月次・年次点検等を実施し、故障や劣化状況の記録を参考に、長期的な修繕計画の見直しを実施	H24～H28
◆アセットマネジメントに基づく計画的な施設更新	○標準耐用年数を基本とした施設や設備の更新計画を策定	H24
	○故障記録や修繕履歴を一元管理し、アセットマネジメントを支援する水道施設管理システムを開発	H26～H28
◆将来の水需要及び水道広域化を考慮した施設能力の検討	○平成19年度版『埼玉県長期水需給見通し』を参考に、平成38年度の施設能力を日量211万m ³ とする計画を策定	H25

総合評価

平成19年度の埼玉県長期水需給見通しに基づき、将来の水需要を見据え、施設のダウンサイジングを含めた長期的な更新計画が策定されており、この計画に基づき、着実な取組を実施していることから、順調であると評価する。

今後も、これらの取組を継続するが、水需給見通しの変化や水道広域化の状況に応じて、適正な施設能力の把握とこれに対応した施設整備計画の改定を行う。

順調

課題解決に向けた目標

(3) 運営基盤の強化

実現方策

イ 財務運営の効率化

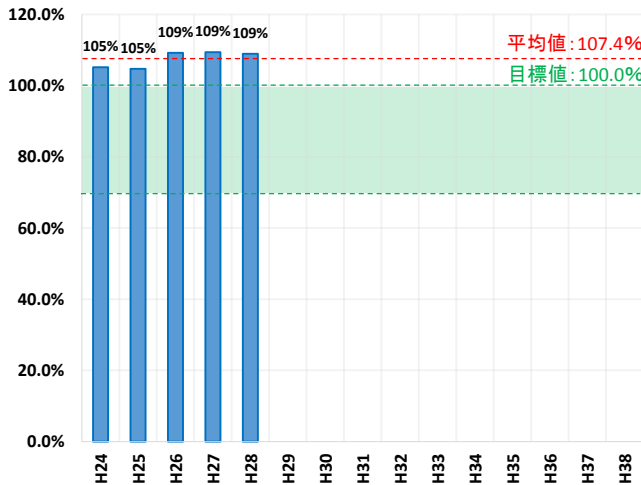
平成13年度以降、収益の大部分を占める給水収益が減少しており、また、施設の更新需要などが今後増加するといった経営環境においても、健全経営を維持していくために、次の取組を実施します。

- ◆長期的な財政計画の作成及び計画に基づいたシミュレーションの実施
- ◆第三者による経営評価の実施
- ◆適正かつ妥当な料金制度の検討

優先度A

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H24～H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
料金回収率	104.6%	107.4%	100.0%	◎

料金回収率



【指標算定式】

料金回収率
= (供給単価 / 給水原価) × 100

【評価基準】

送水にかかる費用が料金収入により賄われているかを評価基準とします。

【評価結果】

料金回収率は5年間通じて100%を上回っており、順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆長期的な財政計画の作成及び計画に基づいたシミュレーションの実施	○施設整備や更新の計画、水資源開発施設の整備計画、借入金の償還等について、将来20年程度の長期的なシミュレーションの実施、収支見通しの作成及び更新	H24～H28
	○収支見通しを基にした料金算定の実施	H25, H28
◆第三者による経営評価の実施	○外部有識者を委員とした『企業局経営懇話会』の開催 >企業局経営5か年計画 (H19～H23)の実績評価 >企業局経営5か年計画 (H24～H28)の進捗状況報告 >企業局経営5か年計画 (H29～H33)の策定	H24 H25～H28 H28
◆適正かつ妥当な料金制度の検討	○総括原価方式による料金算定の実施	H25, H28
	○二段階従量料金制 (一定の水量を超える受水に対して安価な料金単価を適用する料金制度)の仕組みや実施状況の確認、適用の是非について検討	H27

総合評価

料金回収率は100%以上で良好である。
 また、長期的な財政計画に基づいた料金算定や料金制度の検討、第三者による経営評価を着実に実施し、財務運営の効率化に努めていることから、順調であると評価する。
 今後も、これらの取組を継続する。

順調

課題解決に向けた目標

(3) 運営基盤の強化

実現方策

ウ 民間活力の導入も含めた組織体制の再構築

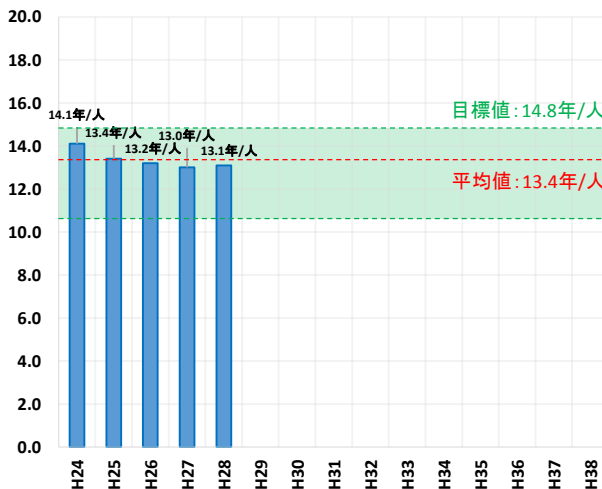
将来も変わらず安定した事業運営を行うためには、組織体制も重要です。効率的に事業運営が可能な組織であるとともに、技術力等の維持・向上が可能となるよう、民間活力の導入も含め総合的に組織のあり方を検討し、組織体制の再構築に向けて、次の取組を実施します。

- ◆事業を担う職員の確保及び人材育成
- ◆官民連携の検討
- ◆総合管理センター(仮称)による効率的な管理体制の構築

優先度B

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H24～H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
1人あたり水道業務経験年数	14.8年/人	13.4年/人	14.8年/人	○

1人あたり水道業務経験年数



【指標算定式】

1人あたり水道業務経験年数
= 全職員の水道経験年数の合計 / 全職員数

【評価基準】

民間活力を導入したとしても、事業を担う職員の確保・育成ができていのかどうかを評価基準とします。

【評価結果】

ベテラン職員の退職や人事異動の影響で、職員の水道業務経験年数は低下傾向にあり、今後も更なる低下が見込まれる。

取組名	取組実績	取組年度
◆事業を担う職員の確保及び人材育成	○企業局職員研修計画の作成と実施 > 局共通研修・事業部門別研修の実施 > 所属別研修の実施 > 中長期派遣研修 > 再任用職員を技術継承アドバイザーに指定	H24～H28 H24～H28 H27～H28 H24～H28
◆官民連携の検討	○浄水場管理運営方針の策定 ○新三郷浄水場の管理室業務・保守点検業務・修繕業務の一括委託化について有効性を検証 ○吉見浄水場運転管理など、すでに官民連携を行っている案件について、様々な角度から検証	H26 H27～H28 H28
◆総合管理センター(仮称)による効率的な管理体制の構築	○送水システム全体の管理を一元化し、効率的な管理体制の構築を目指す水総合管理システムの開発と新たな組織体制の検討	H24～H28

総合評価

1人あたり水道業務経験年数は低下傾向にあり、技術系職員の大量退職などを考えると、今後も低下傾向は続くと考えられる。

このような状況であるため、組織体制の再構築の取組として、職員の人材育成、官民連携の検討、水総合管理システム導入に伴う組織体制の検討などを実施している。

今後は、職員一人ひとりの能力を高めるとともに、官民連携の導入も含めた新たな組織体制の構築について考える必要があるため、要努力であると評価する。

要努力

課題解決に向けた目標

(3) 運営基盤の強化

実現方策

エ 水道広域化の推進

受水団体との連携による水道広域化を推進することは、受水団体及び県営水道の運営基盤の強化に寄与し、将来にわたって安定した供給を確保するために重要です。

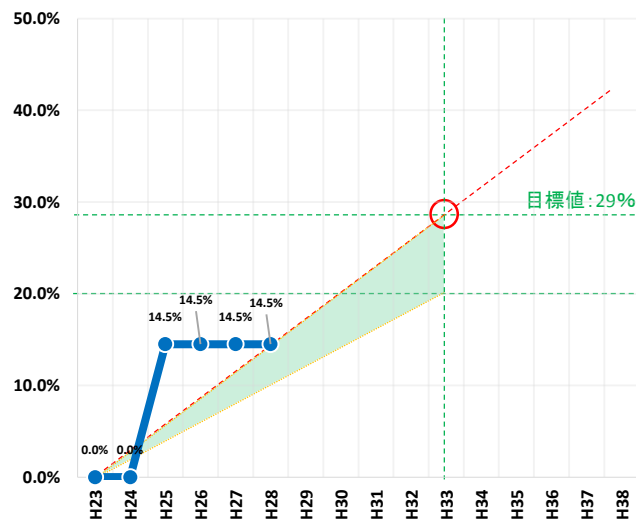
このため、水道広域化に向け、次の取組を実施します。

- ◆受水団体と連携した人材育成
- ◆受水団体との施設の共同化及び管理の一体化
- ◆水道広域化の検討に合わせた事業形態の検討

優先度B

評価指標 (評価方法①)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (H28)	評価時期 目標値 (H33)	評価
水道広域化に向けた具体的な協議・検討を実施している水道事業率	0.0%	14.5%	29.0%	○

水道広域化に向けた具体的な協議・検討を実施している水道事業率



【指標算定式】

水道広域化に向けた具体的な協議・検討を実施している水道事業率
 = (協議・検討を実施している団体数 / 全受水団体数) × 100

【評価基準】

経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化など、水道広域化に向けた具体的な協議・検討を実施している団体の数が、水道整備基本構想における垂直統合(※)ブロックの全団体数以上となっているかを評価基準とします。
 ※垂直統合とは、県と市町村との統合を指す。
 なお、市町村どうしの統合を水平統合という。

【評価結果】

水道広域化に向けた検討を実施している水道事業率は増加傾向にあり、順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆受水団体と連携した人材育成	○ときがわ町との技術連携協定を締結し、小規模事業者への技術協力を行うとともに、企業局職員の水道事業に関する知識の習得を図るなど、人材育成を実施	H27～H28
◆受水団体との施設の共同化及び管理の一体化	○県と市町村の垂直統合を目指す広域化ブロックでの検討 >第2ブロック(越谷市・草加市・松伏町・三郷市・八潮市・吉川市)において、施設再構築検討・料金システム共同化検討・水道メーター共同購入検討の実施 >第6ブロック(小川町・ときがわ町・東秩父村・東松山市・滑川町・鳩山町・吉見町・嵐山町)において、施設再構築検討・料金システム共同化検討の実施	H27～H28 H25～H28
◆水道広域化の検討に合わせた事業形態の検討	○広域化実現可能調査を実施し、第三者委託の受託の可能性について検討 ○垂直統合に向けた事業形態について検討	H26 H28

総合評価

水道広域化に向けた具体的な協議・検討を実施している水道事業率は増加傾向にある。

また、水道広域化の促進のための取組として、受水団体と連携した人材育成、小規模事業者への技術支援、受水団体との施設の共同化及び管理の一体化の検討、事業形態の検討などを実施していることから、順調であると評価する。今後も、これらの取組を継続する。

順調

課題解決に向けた目標

(4) 事業を通じた社会貢献

実現方策

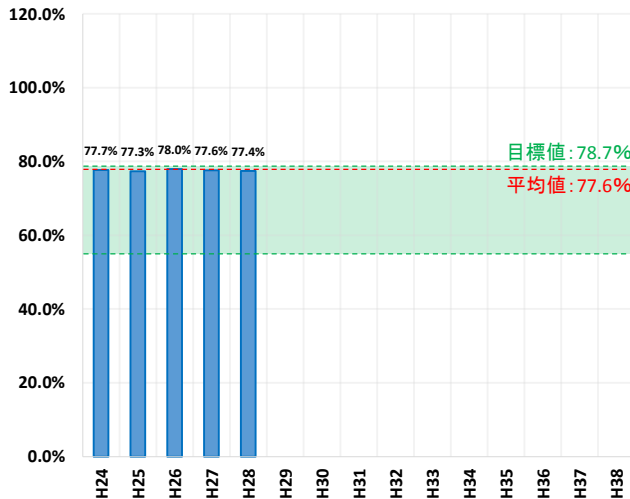
ア 地下水から県水への転換促進

県営水道の創設理由でもある地盤沈下は、県水の供給量増加に伴い沈静化の傾向にあります
が、県北東部を中心に現在も年間数センチ程度の沈下が生じています。
このため、地盤沈下を防止するためにも、次の取組を実施します。
◆受水団体に対する地下水の適正利用及び県水転換への働きかけ

優先度C

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H24～H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
県水転換率	77.5%	77.6%	78.7%	○

県水転換率



【指標算定式】

県水転換率
= (県水受水団体の県水受水量 / 県水受水団体の総配水量) × 100

【評価基準】

平成19年度埼玉県長期水需給の見通しにおける県水転換率を評価基準とします。

【評価結果】

県水転換率は平均77.6%で、目標値をやや下回るものの、概ね維持された形で推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆受水団体に対する地下水の適正利用及び県水転換への働きかけ	○県営水道が送水している55受水団体に訪問し、県水への転換について呼びかけを実施	H24～H28

総合評価

県水転換率は77.6%前後で、目標(78.7%)をやや下回る形で維持している。
地下水から県水への転換促進の取組として、受水団体に対する地下水の適正利用及び県水転換への働きかけを着実に実施しており、結果として、近年は県内の地盤沈下が沈静化傾向にあることから、概ね順調であると評価する。
今後は、これらの取組を継続するとともに、県水への転換促進のため、県営水道の強靱化やサービス向上を図る。

概ね順調

課題解決に向けた目標

(4) 事業を通じた社会貢献

実現方策

イ 電力使用量の削減及び再生可能エネルギーの導入

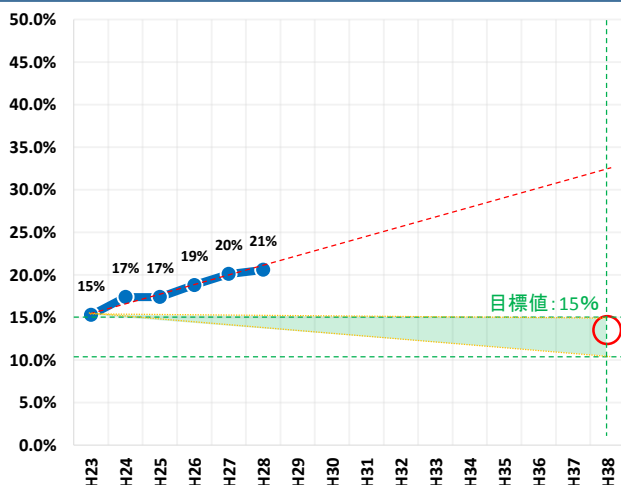
水道事業は多くの電力を消費しているエネルギー消費産業であり、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用促進など積極的な取組が求められています。このため、電力使用量のさらなる削減と再生可能エネルギーの導入に向け、次の取組を実施します。

- ◆送水システムの再編成など省エネルギーの検討
- ◆省エネルギー技術の導入検討
- ◆小水力発電や太陽光発電の導入拡大

優先度C

評価指標 (評価方法①)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
CO ₂ 排出量削減率	15%	21%	15%	◎

CO₂排出量削減率



【指標算定式】

$$\text{CO}_2\text{排出量削減率} = \{1 - (\text{CO}_2\text{排出量} / \text{基準排出量})\} \times 100$$

【評価基準】

地球温暖化対策推進条例で定める大規模事業所に相当する浄水場等における、第二計画期間（平成27年度～平成31年度）のCO₂排出目標として示された削減率15%を評価基準とします。

【評価結果】

CO₂排出量削減率はビジョン策定年度に達成しており、現在も増加傾向で、順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆送水システムの再編成など省エネルギーの検討	○大久保浄水場の送水圧力の適正化により、ポンプ動力の低減	H25～H28
◆省エネルギー技術の導入検討	○ポンプのインバータ化による効率的な運転により、電力使用量削減 > 行田浄水場送水ポンプ > 庄和浄水場取水ポンプ > 高坂中継ポンプ所送水ポンプ	H24～H28 H25～H28 H27～H28
	○空調、照明機器に省エネ機器を導入し、電力使用量削減	H24～H28
◆小水力発電や太陽光発電の導入拡大	○高坂中継ポンプ所小水力発電設備の稼働	H24～H28
	○行田浄水場太陽光発電設備稼働 吉見浄水場太陽光発電設備稼働	H24～H28 H26～H28

総合評価

CO₂排出量削減率は目標(15%)を上回り、さらに増加傾向にある。また、電力使用量の削減及び再生可能エネルギーの導入についての取組として、送水圧力の適正化、ポンプのインバータ化等の省エネルギー技術の導入、太陽光発電設備の導入などを着実に実施しており、順調であると評価する。今後も、これらの取組を継続する。

順調

課題解決に向けた目標

(4) 事業を通じた社会貢献

実現方策

ウ 浄水発生土の有効利用

これまで県営水道では、浄水発生土の100%有効利用を達成し、その多くを有償売却していましたが、東日本大震災発生後、放射性物質を含む浄水発生土の処分が困難となり、現在は浄水場内で適切に保管しています。

このため、放射性物質を含んだ浄水発生土を適切に管理するとともに、有効利用に向け次の取組を実施します。

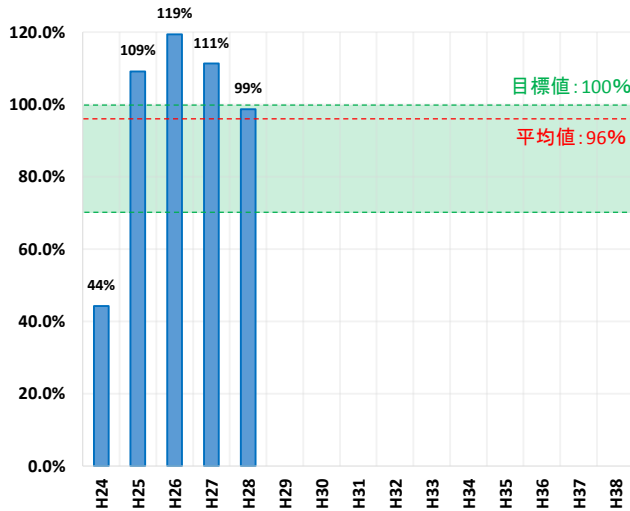
◆浄水発生土の放射性物質の測定と公表

◆浄水発生土の多様な有効利用の推進

優先度B

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H24~H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
浄水発生土の有効利用率	0%	96%	100%	○

浄水発生土の有効利用率



【指標算定式】

浄水発生土の有効利用率

$$= (\text{有効利用土量} / \text{浄水発生土量}) \times 100$$

【評価基準】

浄水発生土の削減に努めると共に、利用方法の多様化を図り100%有効利用されているかを評価基準とします。

【評価結果】

平成25年度から浄水発生土の有効利用が本格的に再開された。平成25年度以降の有効利用土量は、平成24年度までに利用できなかった分も含んでいるため、100%を超えているが、5年間平均で見ると、目標値をやや下回っている。

取組名	取組実績	取組年度
◆浄水発生土の放射性物質の測定と公表	○2週に1度、浄水発生土の放射性物質の測定を行い、結果を県ホームページにて公表	H24~H28
◆浄水発生土の多様な有効利用の推進	○セメント原料として有効利用	H24~H28
	○園芸用土として有効利用	H27~H28

総合評価

浄水発生土の有効利用率は、福島原発事故により浄水発生土が放射能汚染されたため、平成23年度に0%であったが、近年は改善傾向にある。これは平成23年度に最大7,400Bq/kg検出されていた浄水発生土中の放射性物質が、近年では高いものでも100Bq/kg程度まで低下したためである。

浄水発生土の有効利用のための取組として、浄水発生土の放射性物質の測定と公表を行うとともに、セメント原料や園芸用土として、有効利用を再開していることから、概ね順調であると評価する。

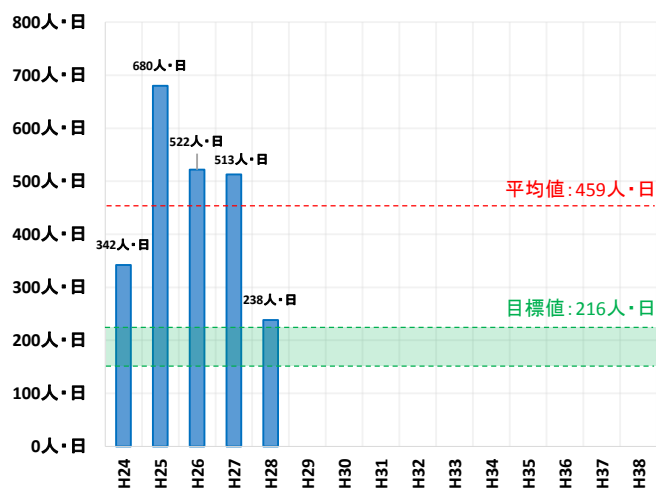
今後も、これらの取組を継続する。

概ね順調

課題解決に向けた目標	(4) 事業を通じた社会貢献
実現方策	工 国際技術協力の充実 及び水道の国際展開
<p>水道分野の国際貢献や海外水ビジネスの展開といった全国的な関心の高まりに対して、国内最大規模の水道用水供給事業者として、積極的な取組が求められています。 このため、開発途上国の水道整備に対し、地域のニーズに応じた技術的支援を行うなど、水道分野の国際貢献の推進に寄与するとともに、グローバルな人材を育成するため、次の取組を実施します。</p> <p>◆JICA等を通じた職員の海外派遣と研修生の受け入れ ◆民間企業と連携した海外水ビジネスの案件形成</p>	
優先度C	

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H24～H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
海外派遣・研修生受入延べ人数	216人・日	459人・日	216人・日	◎

海外派遣・研修生受入延べ人数



【指標算定式】

海外派遣・研修生受入延べ人数
= 海外派遣人数 × 支援日数 + 研修生受入人数 × 研修日数

【評価基準】

国際技術協力は相手国の要請に左右されますが、海外派遣・研修生受入といった技術協力を実施しているかを評価基準とします。

【評価結果】

海外派遣や研修生受入の延べ人数は、平成27年度にタイへの派遣が終了したため、平成28年度は低下したが、前期期間を通して目標を上回っている。

取組名	取組実績	取組年度
◆JICA等を通じた職員の海外派遣と研修生の受け入れ	<p>○JICA技術協力プロジェクト『ラオス・水道公社事業管理能力向上プロジェクト』のため職員をラオスに派遣</p> <p>○JICA草の根開発技術協力事業としてタイのチョンブリ県等3地域、7浄水場に職員を派遣</p> <p>○JICA草の根開発技術協力事業としてラオスのビエンチャン市等3地域、3浄水場に職員を派遣</p> <p>○タイ・ラオス等から海外研修生の受入</p>	<p>H24～H28</p> <p>H24～H27</p> <p>H27～H28</p> <p>H24～H28</p>
◆民間企業と連携した海外水ビジネスの案件形成	<p>○県内企業と『水・インフラの海外展開に関する連携協定』を締結し、タイのアマタナコン工業団地において高品質な工業用水供給を目指す取組について支援</p>	H24～H28

総合評価

職員の海外派遣と研修生の受入れについては、タイへの技術支援が終了したことから平成28年度に大きく減少したが、平成24年度から5年間の平均値は目標を大幅に上回っている。

また、民間企業と連携した海外水ビジネスの案件形成について、県内企業と『水・インフラの海外展開に関する連携協定』を締結し、企業局の高度な技術力を活かし企業の海外展開を支援するなど民間連携を推進したことから、順調であると評価する。

今後も、海外での水道分野における技術支援を積極的に推進することで、国際社会に貢献しながら、職員の人材開発を目指すとともに、国際技術協力で培った相手方との信頼関係を活かして、国の省庁やJICAと連携しながら、国際技術協力を県内企業の販路拡大につなげられないか、調査・検討を進めていく。

川順調

課題解決に向けた目標

(5) 利用者サービスの向上

実現方策

ア 水道水の安全、水質に関する情報の適切かつ迅速な提供

県政世論調査では、「水道水の安全性などの水質に関すること」の広報を求める割合が50%以上あり、放射性物質の検査結果のように、水道利用者が望む情報を、適切かつ迅速に提供する必要があります。

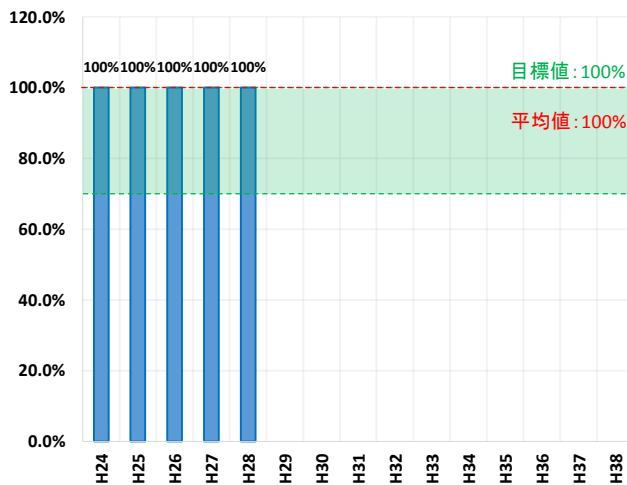
また、水道利用者に対して給水を行っている受水団体と情報を共有することも重要です。このため、次の取組を実施します。

- ◆ホームページ等を活用した水質情報の迅速な提供
- ◆受水団体との水質データの共有化
- ◆水源から給水栓まで、受水団体と連携した水質管理情報の提供

優先度A

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H24～H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
受水団体と連携した水質管理情報の提供実施率	0%	100%	100%	○
評価指標 (評価方法①)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (H28)	評価時期 目標値 (H28)	評価
県と連動した水質事故対応マニュアルを策定済の受水団体率	0%	95%	100%	○

受水団体と連携した水質管理情報の提供実施率



【指標算定式】

受水団体と連携した水質管理情報の提供実施率

$$= (\text{水質管理情報の提供を連携して実施した受水団体数} / \text{全受水団体数}) \times 100$$

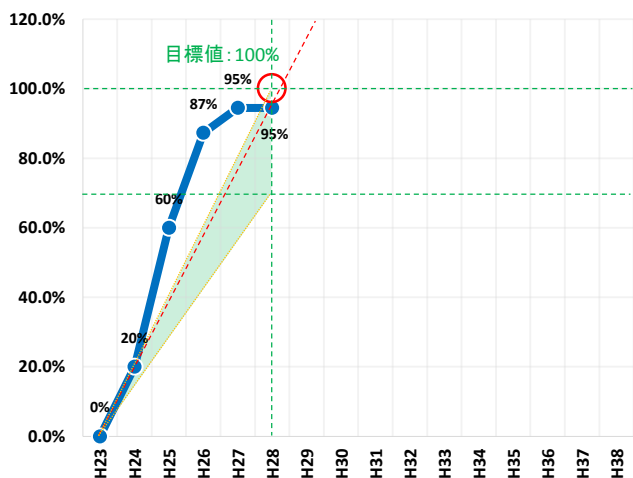
【評価基準】

水道利用者への水質管理情報の提供について、全受水団体と連携実施しているかを評価基準とします。

【評価結果】

平成24年度から水道情報通信ネットワークシステムが稼働し、提供実施率は100%を維持している。

県と連動した水質事故対応マニュアルを策定済の受水団体率



【指標算定式】

県と連動した水質事故対応マニュアルを策定済の受水団体率

$$= (\text{県と連動した水質事故対応マニュアルを策定済の受水団体数} / \text{全受水団体数}) \times 100$$

【評価基準】

水質事故等の際に速やかに水道利用者へ情報を提供するため、受水団体において県と連動した水質事故対応マニュアルが策定されているかを評価基準とします。

【評価結果】

策定済みの受水団体率は、平成27年度に95%となり、目標達成に向け概ね順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆ホームページ等を活用した水質情報の迅速な提供	○ホームページを活用した水質情報の提供 >水質検査計画や水安全計画の公表 >水質検査結果の公表	H24～H28 H24～H28
◆受水団体との水質データの共有化	○ホームページや文書により水質検査結果を受水団体に提供 ○水道情報通信ネットワークシステムを導入し、県営水道の水質情報（送水残塩・色度・濁度）をリアルタイムで提供	H24～H28 H24～H28
◆水源から給水栓まで、受水団体と連携した水質管理情報の提供	○水安全計画の更新、全体版の公表	H24～H28

総合評価

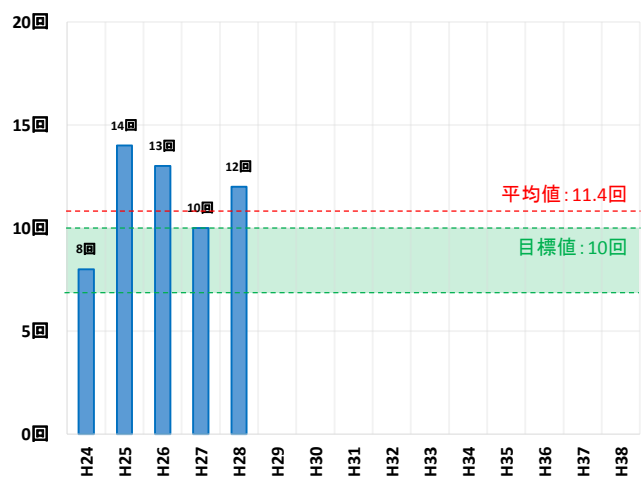
受水団体と連携した水質管理情報の提供実施率は目標を達成し、県と連動した水質事故対応マニュアルを策定済の受水団体率も95%まで向上している。また、ホームページ等を活用した水質情報の迅速な提供、水道情報通信ネットワークシステムを活用した受水団体との水質データの共有化、水安全計画による受水団体と連携した水質管理情報の提供を実施していることから、順調であると評価する。
 今後も、これらの取組を継続する。

順調

課題解決に向けた目標	(5) 利用者サービスの向上
実現方策	イ 水道利用者及び受水団体が理解しやすい広報活動の充実
<p>水道利用者及び受水団体の理解と協力を得ながら事業を進めていくためには、適切かつ迅速な情報提供とともに、分かりやすい表現を用いて、県営水道に対する理解を深めてもらう必要があることから、次の取組を実施します。</p> <p>◆ホームページの情報内容の充実 ◆浄水場見学会及び出前講座の実施 ◆受水団体と連携した広報活動</p>	
優先度A	

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H24～H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
水道広報活動の実施回数	10回	11.4回	10回	◎

水道広報活動の実施回数



【指標算定式】
水道広報活動の実施回数
⇒実施実績

【評価基準】
水道広報活動を企画実施することで、広く水道利用者に県営水道について理解をしてもらうため、広報活動を実施しているかを評価基準とします。

【評価結果】
前期の実施回数の平均値は目標を上回っており、順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆ホームページの情報内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○親子を対象とした県営水道啓発キャンペーンとして、ホームページ上で水道に関する懸賞クイズを実施 ○首都圏NEW！水道水キャンペーンについてホームページ上で広報を実施 ○県実施のイベントについてホームページ上で募集案内及び実施結果を公表 	<p>H24</p> <p>H24～H28</p> <p>H25～H28</p>
◆浄水場見学会及び出前講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○浄水場見学希望の随時受入 ○浄水場見学や水管橋見学イベントの開催 ○県政出前講座の実施（安全で安心な水道水の供給、県営水道の水質管理、水道水源の水質管理） 	<p>H24～H28</p> <p>H25～H28</p> <p>H24～H28</p>
◆受水団体と連携した広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ○受水団体ホームページに県営水道へのリンク掲載 ○受水団体のイベントで県営水道PR用DVD『ウォー太郎のアクア大作戦』の上映 	<p>H24～H26</p> <p>H27～H28</p>

総合評価

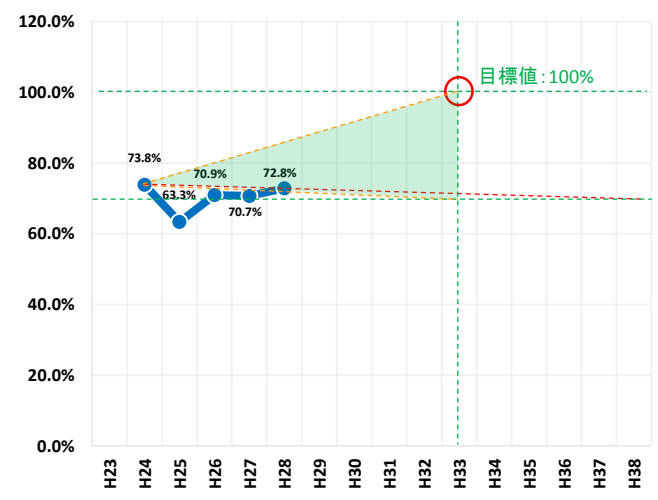
水道広報活動の実施回数は、目標(年平均10回)を上回っている。
また、水道利用者及び受水団体が理解しやすい広報活動の充実への取組として、ホームページの情報内容の充実、浄水場見学会及び出前講座、受水団体と連携した広報活動を実施していることから順調であると評価する。
今後も、これらの取組を継続する。

順調

課題解決に向けた目標	(5) 利用者サービスの向上
実現方策	ウ 水道利用者及び受水団体のニーズに応じた良質な水の供給
<p>平成21年度に実施した県政世論調査では、「臭いが少なく安全・安心な水道水を供給してほしい」との回答が約41%あり、カビ臭などの臭気物質の低減化が必要です。 これらのニーズに対応するため、次の取組を実施します。</p> <p>◆給水栓の水質を把握した適切な浄水処理の実施 ◆臭気物質低減のための浄水処理の強化</p>	
優先度B	

評価指標 (評価方法①)	基準年度値 (H23策定時)	最新値 (H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
水道水の味やにおいへの満足度	—	72.8%	100%	○

水道水の味やにおいへの満足度



【指標算定式】

水道水の味やにおいへの満足度
⇒アンケートによる
「味やにおいに不満がある」以外の回答の合計

【評価基準】

水道利用者及び受水団体ニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた良質な水を供給することで、飲み水としての水道への満足度が向上しているかを評価基準とします。

【評価結果】

水道水の味やにおいへの満足度は、70%前後で推移し、概ね順調と評価されるものの、向上の傾向が見られない。

取組名	取組実績	取組年度
◆給水栓の水質を把握した適切な浄水処理の実施	○受水団体からの苦情や要望をもとに水安全計画を改定し、浄水処理に反映	H24～H28
◆臭気物質低減のための浄水処理の強化	○新三郷浄水場への高度浄水処理の導入(H22)による浄水処理の強化	H24～H28
	○かび臭自動連続測定装置によるかび臭への対応 >新三郷浄水場、庄和浄水場で実施 >大久保浄水場で実施 >行田浄水場、吉見浄水場で実施	H24～H28 H26～H28 H27～H28
	○油分計による水質事故(油関連事故)への対応 >新三郷浄水場で実施 >大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、吉見浄水場で実施	H24～H28 H27～H28

総合評価

水道水の味やにおいの満足度は、70%前後を維持しているが、ほぼ横ばい傾向であり、向上が見られない。

水道利用者及び受水団体のニーズに応じた良質な水の供給のための取組として、給水栓の水質を把握した適切な浄水処理、かび臭自動連続測定装置の導入等による臭気物質低減のための浄水処理の強化を実施している。

今後は、これらの取組を継続するほか、水道水の味やにおいの満足度を向上させる方策として、浄水処理の改善に向けた検討等を行う必要があり、要努力であると評価する。

要努力

課題解決に向けた目標

(5) 利用者サービスの向上

実現方策

エ 段階的な変動供給への移行

現在の県営水道の供給は、予め定められた水量を均等に受水する仕組みのため、毎日の水需要の変動対応に大変苦労している受水団体もあります。このようなことから、受水団体アンケートでは、「段階的な変動供給への移行」を優先する施策として選択する受水団体も多くありました。

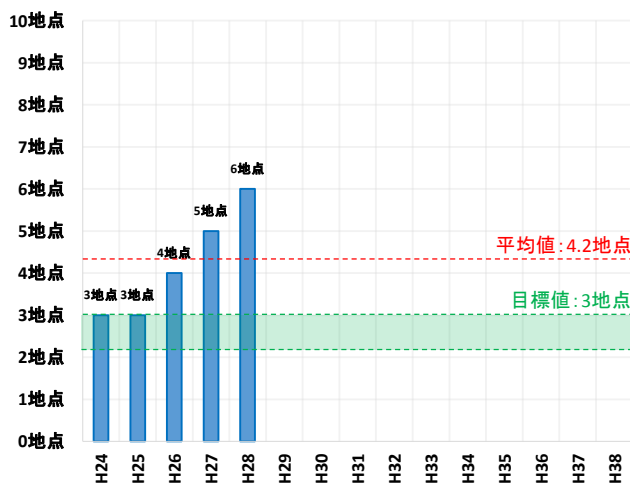
このため、変動供給実施に向け次の取組を実施します。

◆日変動供給の試行拡大及びルール作り

優先度C

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H24～H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
変動給水(試行)実施受水地点数	3地点	4.2地点	3地点	◎

変動給水(試行)実施受水地点数



【指標算定式】

変動給水(試行)実施受水地点数
⇒実施実績

【評価基準】

変動給水を実施した地点数を評価基準とします。

【評価結果】

実施受水地点数は増加傾向にあり、順調に推移している。

取組名	取組実績	取組年度
◆日変動供給の試行拡大及びルール作り	○変動給水試行のルール作り	H24～H28
	○変動給水の試行	
	➢吉見町、滑川町で実施(対象:県水100%)	H24～H25
	➢吉見町、滑川町、杉戸町で実施(対象:県水90%以上)	H26
	➢吉見町、滑川町、杉戸町、伊奈町で実施	H27
	➢吉見町、滑川町、杉戸町、寄居町、狭山市で実施	H28

総合評価

変動給水(試行)実施受水地点数は、増加傾向にあり、目標を上回っている。また、段階的な変動供給への移行を達成するため、日変動供給の試行拡大及びルール作りを実施していることから、順調であると評価する。

変動給水の試行は、耐震化工事等による施設面の制約があるため限定的ではあるが、可能な限り実施できるよう努める。

今後も、これらの取組を継続する。

順調

課題解決に向けた目標

(5) 利用者サービスの向上

実現方策

オ 水道利用者及び受水団体 ニーズの把握

水道利用者及び受水団体へのサービスの向上を実現するためには、利用者ニーズを把握し、そのニーズに的確に応えていく必要があることから、定期的に利用者ニーズを把握するため次の取組を実施します。

- ◆ 県政世論調査や県政サポーターアンケート等を活用した調査の実施
- ◆ 懇談会及び受水団体訪問などによる水道利用者及び受水団体ニーズの把握

優先度B

評価指標 (評価方法②)	基準年度値 (H23策定時)	平均値 (H24～H28)	評価時期 目標値 (H38)	評価
アンケートの実施と公表	1回	1.4回	1回	◎

アンケートの実施と公表

【指標算定式】

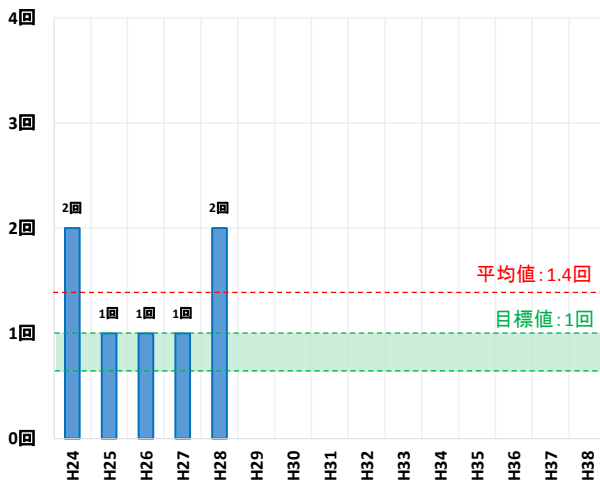
アンケートの実施と公表
→ 実施実績
(県政サポーターアンケートまたは県政世論調査)

【評価基準】

利用者サービス向上のために、定期的なアンケートを実施し、アンケート結果やその対応について公表しているかを評価基準とします。

【評価結果】

アンケートの実施と公表を毎年度必ず実施している。



取組名	取組実績	取組年度
◆ 県政世論調査や県政サポーターアンケート等を活用した調査の実施	○ 首都圏広域の認知度や水道に関することについて、県政サポーターアンケートの実施 ○ 水道への不満や飲み方、県営水道に推進してもらいたい取組について、県政世論調査の実施	H24～H28 H28
◆ 懇談会及び受水団体訪問などによる水道利用者及び受水団体ニーズの把握	○ 県営水道の受水団体が集う全体会議や受水団体訪問の実施により、県営水道のニーズを把握	H24～H28

総合評価

アンケートの実施と公表を毎年度実施している。
また、アンケートのほか、懇談会及び受水団体訪問などによる水道利用者及び受水団体のニーズの把握を着実に実施し、早期かつ的確にニーズを把握するよう努めていることから、順調であると評価する。
今後も、これらの取組を継続する。

順調